

株 主 各 位

神奈川県川崎市幸区堀川町580-16
株式会社メディアリンクス
代表取締役社長 菅 原 司

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、可能な限り書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使いただき、当日の来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）又はインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年5月11日（水）午後5時15分までに到着するようにご返送いただくか、又は、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月12日（木）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア地下1階ホール
(開催場所が昨年度の定時株主総会と異なっておりますので、
末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」ご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。)
3. 株主総会の目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当による第15回新株予約権発行の件

以 上


-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.medialinks.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 賛否の表示がない議決権行使書用紙が会社に提出された場合、議案について賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年5月12日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)




書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年5月11日(水曜日)
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月11日(水曜日)
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

印刷枚数 欄

スマートフォン用議決権行使システム ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号及び第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1** 回のみ。

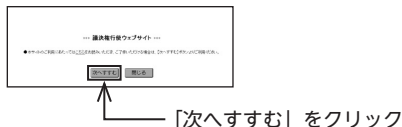
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

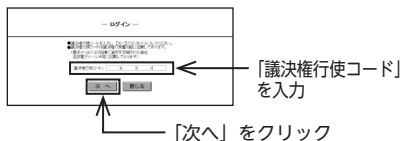
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

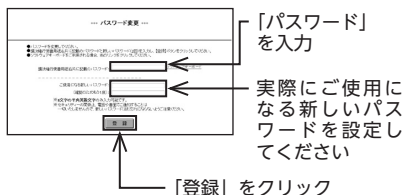
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

本臨時株主総会の第2号議案「第三者割当による第15回新株予約権発行の件」でお諮りする株式会社メディアリンクス第15回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を可能とするために、本新株予約権の行使による普通株式の発行に備えて、普通株式の発行可能株式総数を20,000,000株から22,709,200株に変更するものであります。

本新株予約権を発行する理由の詳細につきましては、5頁目以降の第2号議案「第三者割当による第15回新株予約権発行の件」をご参照ください。
なお、本議案の効力発生は、第2号議案「第三者割当による第15回新株予約権発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000</u> 株とする。	第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>22,709,200</u> 株とする。

第2号議案 第三者割当による第15回新株予約権発行の件

1. 提案の理由

株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額をもって本新株予約権を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本新株予約権の全てが行使された場合、当社普通株式は25%以上希薄化することになるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をあわせてお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 募集の概要

(1) 割当日	2022年5月13日
(2) 発行新株予約権数	156,200個
(3) 発行価額	総額156,200円（新株予約権1個当たり1円）
(4) 当該発行による潜在株式数	15,620,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 資金調達の額	781,156,200円 （内訳） 新株予約権発行分 156,200円 新株予約権行使分 781,000,000円
(6) 行使価額	1株当たり50円
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）に割り当てます。
(8) その他	本新株予約権の発行は、①本臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案並びに有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案がそれぞれ承認されること、並びに②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

3. 割当予定先の概要

(a) 名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組成目的	投資目的	
(e) 組成日	2006年12月	
(f) 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約86.9百万米ドル	
(g) 出資者・出資比率・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)	
(h) 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円
(j) 上場会社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2021年12月31日現在におけるものです。

4. 特に有利な金額で新株予約権を発行する理由

当社は、新製品開発費を資金使途として2022年2月14日に第14回新株予約権を発行し第三者割当を行いました。しかしながら、2022年4月7日までの第14回新株予約権の行使数は1,850個（185,000株）、行使による払込金額は3,750万円

(調達した資金の額(差引手取概算額)は3,430万円)にとどまっており、当社株価は第14回新株予約権の下限行使価額(121円。但し、当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、調整されることがあります。)を上回って推移しているものの、当初、当社が想定していた行使のペースを下回る状況です。この行使状況に加え、第14回新株予約権に行使コミット条項が存在していないことを勘案すると、第14回新株予約権の行使期間である2年間において、全ての新株予約権の行使を完了できるかどうか、懸念される状況です。また、ロシア・ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症による影響の収束も見通せない状況で、株式市場の今後の展望は非常に不透明であると考えております。

現在の当社の状況は、半導体を始めとする製品部材の供給停止、納期延伸の影響を受け、当社製品の製造が遅れており2022年3月期の売上が減少する可能性が出てきており、2022年4月から6月に予定している資金の回収が遅れることで、資金を調達しない場合には、2022年5月には手元の資金が枯渇し事業の継続が困難となります。一方で、経常損失が続いている状況の中で今後も金融機関による新たな融資を得ることが困難であることが予想され、また、仮に新規の融資を得られたとしても、このような不透明な状況下で有利子負債を増加させ自己資本比率を低下させることは安定した継続的な経営の観点から望ましくないため、短期的な資金枯渇を回避し、新製品開発費と同時に、当該新製品の追加機能開発に係る費用と新製品拡販に向けた製造費用及び販売体制構築費用を資本性資金により確保する必要があると考えるに至りました。

これらの状況を考慮し、非常に短期間における決定ではありますが、第14回新株予約権については可能な限り早期に取得・消却を行い、調達規模を拡大し、条件付行使コミット条項を付した本新株予約権の発行により、早期に運転資金を確保することにより、新製品の開発を加速させることが重要であると判断いたしました。なお、本新株予約権の発行による資金調達方法(以下「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)が当社の想定どおりに進まない場合については、新製品開発スケジュールの後ろ倒し、販売活動の抑制等の対応を行うことを検討しております。

かかる状況下で、当社は早期に資金調達を行うための方策を検討していましたが、2022年2月、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から条件付行使コミット条項を伴う本新株予約権の発行による資金調達手法の提案を受け、資金調達スキームについて継続的に協議したところ、2022年3月に本スキームの提案を受けるに至りました。同社より提案を受けた本スキームは、当社の当面の資金需要を満たす資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、条件付行使コミットを含む本スキームの特徴及び他の資

金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できること等から、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

本スキームの設計上、株価に下落圧力がかかる可能性があります。割当予定先にとって株価が下落することによるインセンティブはなく、過去の割当予定先の案件実績においても売却に際して株価への一定の配慮がなされていると考えられることから、本件についても、株価に対して一定の配慮をいただけてと考えております。現在の当社の状況は、半導体を始めとする製品部材の供給停止、納期延伸の影響を受け、当社製品の製造が遅れており2022年3月期の売上高が減少する可能性が出てきており、2022年4月から6月に予定している資金の回収が遅れることで、資金を調達しない場合には、手元の資金が枯渇し事業の継続が困難となります。一方で、中・長期的にも、半導体の世代交代や放送用ネットワークのインフラの進歩に対応する新製品の開発・製造・販売体制構築を進めなければ、今後の事業の継続及び発展に繋げることができないことから、回収まで相当の時間がかかる上記各費用を今から準備し、投入することも、やはり必要不可欠な状況にあります。この現状に鑑みると、本資金調達は必要不可欠なものであり、かつ早急に実施する必要性が極めて高いものであるため、調達を実施しないことによる資金不足となるリスクを最も避けるべきであり、調達した資金を、予定している資金使途に充当することで、中長期的には既存株主様の利益に資するものと考えております。

しかしながら、大規模な希薄化を伴い、かつ、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるため、かかる状況において、当該資金調達の是非を既存株主の皆様へ問うべく、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をお願い申し上げます。

5. 発行条件等について

本新株予約権の行使価額（50円）及び発行価額については、当社が2017年3月期から2021年3月期までの5事業年度のうち2019年3月期を除く4事業年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、2022年3月期においても親会社株主に帰属する当期純損失の計上が予想されていること、監査法人より継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する可能性につき指摘を受けていること等を踏まえ、割当予定先との複数回の協議の上、本新株予約権1個当たりの払込金額を1円（1株当たりの払込金額（本新株予約権1個当たり発行価額を目的である株式数である100で除した金額と行使価額の合計）を50.01円）として決定しました。割当予定先からは、1株当たりの払込金額50.01円は、現在の株価水準と比較すると大幅なディスカウントであるものの、割当予定先として本スキームを受けるにあたり、当社の財務状況及び当社株式の流動性等（6月コミット・7月コミット・8月コミットにおける行使数量が当社株式流

動性と比較して非常に大きいこと、世界市場が極めて不安定でありマクロ環境に大きなリスクがあること等)を考慮した結果、当該金額が上限の金額であるとの説明を受け、当社取締役会としても現在の状況を考慮すると、本スキームと同等以上のスピード感をもって本スキーム以上の金額を他の方法で調達することは難しいと判断しました。

本新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(本新株予約権1個当たり発行価額を目的である株式数である100で除した金額と行使価額の合計)50.01円は、本資金調達に係る取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の終値226円に対して、77.87%のディスカウントとなります。かかるディスカウント率にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があると判断し、本臨時株主総会にて、発行可能株式総数を増加する旨の定款変更並びに本新株予約権の有利発行(本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。)及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案の承認(特別決議)を得ることといたしました。

当社は現在、大規模な資本増強が必要な状況にあります。本資金調達は、大きな希薄化を伴い、株主の皆様にご負担を強いることにはなりますが、当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えており、何卒、株主の皆様のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

6. 第三者割当による新株予約権の内容

1.	新株予約権の名称	株式会社メディアリンクス第15回新株予約権
2.	本新株予約権の払込金額の総額	金156,200円(本新株予約権1個当たり1円)
3.	申込期日	2022年5月13日
4.	割当日及び払込期日	2022年5月13日
5.	募集の方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6.	新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は15,620,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率	

	その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。	
7.	本新株予約権の総数	156,200個
8.	各本新株予約権の払込金額	金1円
9.	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、50円とする。</p>	
10.	<p>行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割</p>	

当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額
により当該期間内に
交付された株式数

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後

	行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。	
1 1.	本新株予約権の行使期間 2022年5月16日（当日を含む。）から2023年5月15日（当日を含む。）までとする。	
1 2.	その他の本新株予約権の行使の条件 本新株予約権の一部行使はできない。	
1 3.	新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。	
1 4.	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。	
1 5.	新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。 (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第17項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。	
1 6.	株券の交付方法 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。	
1 7.	行使請求受付場所	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
1 8.	払込取扱場所	株式会社横浜銀行溝口支店

19.	<p>社債、株式等の振替に関する法律の適用等</p> <p>本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。</p>
20.	<p>振替機関の名称及び住所</p> <p>株式会社証券保管振替機構</p> <p>東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
21.	<p>その他</p> <p>(1) 会社法その他の法律の改正等、本「6. 第三者割当による新株予約権の内容」の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。</p>

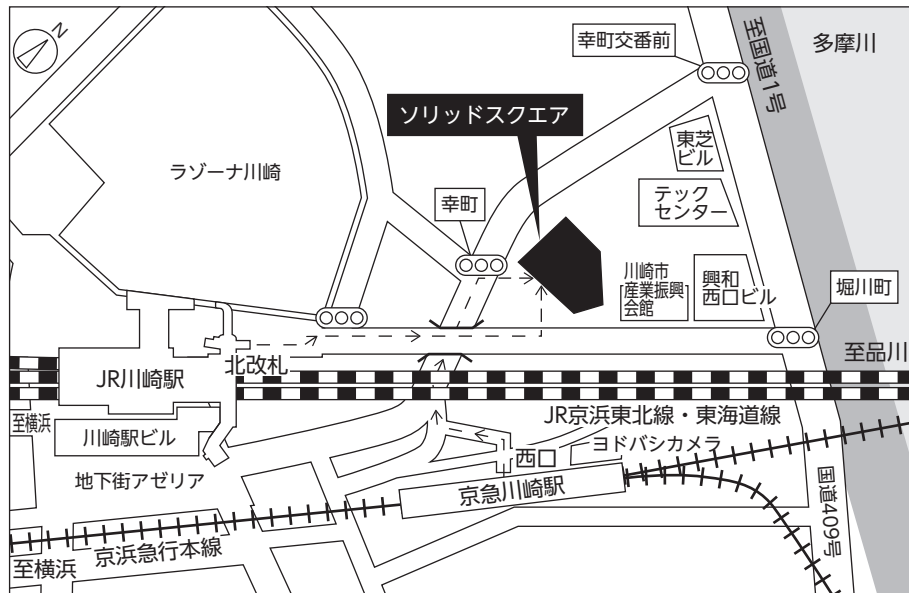
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

臨時株主総会会場ご案内図

(神奈川県川崎市幸区堀川町580番地)
ソリッドスクエア
地下1階ホール



<会場までの経路>

【JR川崎駅をご利用の場合】(JR川崎駅より 徒歩約7分)

- ①北改札を出て左に向い、右手2番目「北口西バス乗り場82~83」「パスポートセンター」等の表示のある階段を降りてください。
- ②左手にバスターミナルを見ながら道路に沿ってまっすぐにお進みください。
- ③下が道路となっている橋を渡ると、左手に「ソリッドスクエア」がございます。

【京急川崎駅をご利用の場合】(京急川崎駅より 徒歩約5分)

- ①西口改札を出て階段を降り、ヨドバシカメラとパチンコ店の間をそのままお進みください。
*中央口に出ますと逆方向となるため、必ず西口改札をご利用ください。
- ②コンビニエンスストアと駐車場の間の道を道なりにお進みいただくと階段がございます。
- ③階段を降りトンネルを抜けて進みますと、右手に「ソリッドスクエア」がございます。

お願い：当会場には専用駐車場・駐輪場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申し上げます。